

保育所入所について

□ 入所の手続き

○ 4月入所

毎年1月下旬に新年度の継続入所と新規入所の申し込みを受け付けます。

○ 随時入所(各月入所)

各園の定員に空きがあれば、4月以外の入所も可能です。

原則、各月の初日に入所となります。

□ 保育料

赤村では、村独自に児童の年齢や世帯収入に関わらず保育料を無償化しています。

※ 国の制度では、令和元年10月から3歳以上児と0～2歳の非課税世帯の保育料が無償化されています。

□ 副食費（3～5歳児の給食のおかず・おやつ代）

赤村では副食費についても、収入に関わらず無償化しています。(月額 4,500 円上限)

※ 国の制度では、年収約360万円以上の場合は、これまで保育料の一部だった副食費を自己負担することになっています。

□ 必要書類

保育所の利用を希望する方は、役場に下記の書類を提出し、申し込みをお願いします。

① 保育所入所申込書

② 就労証明書

※ 自営業・農業の方は①②と併せて、就労状況申告書の提出が必要となります。

※ 就労以外の場合は、①と併せて、保育を必要とする申告と下記の書類が必要となります。

妊娠・出産	母子手帳の写しなど
介護	介護申立書
病気	医師の診断書または障害者手帳の写しなど
求職中	ハローワークの登録証の写しなど
就学	在学証明書の写しなど
虐待やDVのおそれ	申立書など
その他	事情に応じ、家庭で保育ができないことを証明する書類

◇お問い合わせ

住民課 福祉環境係

電話番号 0947-62-3000 (代表)